

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
規制の名称	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 研究炉等審査部門 小多 電話番号:03-5114-2118(内線:4407) 放射線防護企画課 保障措置室 秋本 電話番号:03-5114-2102(内線4377)
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定と比較	核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化については、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化は特段生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、効果(便益)及び間接的な影響は特段生じていない。
(遵守費用)	本制度は使用者等の合併・分割申請を円滑化することを目的として導入した申請時の手続きに係る制度であることから、遵守費用は発生していない。
(行政費用)	本制度は使用者等の合併・分割申請を円滑化することを目的として導入した申請時の手続きに係る制度であることから、行政費用は発生していない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。
考察	原子炉等規制法第52条の許可使用者又は同法第61条の3の許可を受けた国際規制物資使用者については、改正法施行前までは、法人等の合併・分割に際し、承継後の法人での使用許可、承継前の法人での廃止措置計画認可又は国際規制物資の使用の廃止の届出の手続きが必要であったが、改正後は同法第55条の3又は61条の5の2により合併・分割認可を受ければ地位を承継できることとなり、手続きが円滑となった。本制度を活用し、これまでに7件の許可使用者及び25件の国際規制物資使用者の合併・分割認可申請に係る処分を実施している。 また、国際規制物資使用者間の核燃料物質の譲渡譲受及び国際規制物資使用者の核燃料物質の輸出入については、改正法施行前までは原子炉等規制法第61条により制限されていたが、法令改正により同条第8号及び9号が改正され、国際規制物資使用者における少量の核燃料物質の譲渡譲受及び輸出入の制限が解除された。本制度を活用し、これまでに246件の国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受が行われている。 本改正による費用及び効果は事前評価時の予測のとおりであり、本改正の内容は適切であったと考えられる。
備考	